

よくある質問事項（専門家・事業者様向け）	
----------------------	--

番号	事 項
ア	建築基準法上の道路の扱いについて
イ	都市計画で定める用途地域、容積率、建ぺい率、地区計画、風致地区について
ウ	市街化調整区域内の建築について
エ	土砂災害特別警戒区域内の居室を有する建築物について
オ	建築審査会の開催時期について
カ	工事現場における確認の表示等について
キ	建築基準法以外の法律、条令等について
ク	建築士法、建設業法、宅地建物取引業法の各規定に基づく登録や許可について

※本ペーパーには、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号、以下法とします）その他に関連する比較的頻度の高い質問事項をまとめております。

※熊本市建築指導課以外の各窓口の案内については、令和 3 年（2021 年）4 月時点での内容を記載しております。  
今後、窓口や連絡先が変更になる場合もございますので、ご了承ください。

本資料に関する問合せ窓口：

熊本市役所建築指導課（096-328-2513）

ア	<b>建築基準法上の道路の扱いについて</b>
	<p>建築基準法上の道路の取扱い（法第 42 条）についての照会は、食い違い等を防止するため、電話による対応はできません。お手数ですが立会い記録等を確認の上、建築指導課道路班までご来庁をお願いします。</p> <p>なお、道路法等の規定による種別の判断・立会い記録等の確認は、以下の窓口で対応しております。</p> <p>○国道（国土交通省熊本河川国道事務所：(代)096-382-1111)</p> <p>○熊本県道（熊本市各区の土木センター）</p> <p style="padding-left: 40px;">中央区土木センター 096-355-2936</p> <p style="padding-left: 40px;">西区土木センター 096-355-2937</p> <p style="padding-left: 40px;">東区土木センター 096-367-4360</p> <p style="padding-left: 40px;">南区土木センター 096-357-4801</p> <p style="padding-left: 40px;">北区土木センター 096-245-5050</p> <p>○熊本市道・里道・熊本市管理の水路（熊本市各区の土木センター）</p>

イ	<b>都市計画で定める用途地域、容積率、建ぺい率、地区計画、風致地区について</b>
	<p>都市計画法の規定による『都市計画』で定められる用途地域等の確認については、熊本市役所本庁舎 11 階：都市政策課（096-328-2502）窓口までお問い合わせください。</p> <p>なお、建築基準法で規定する取り扱いや緩和等については、建築指導課までお問合せ下さい。</p>

ウ	<b>市街化調整区域内の建築について</b>
	<p>都市計画法の規定による『市街化調整区域』内において建築等を実施する場合は、都市計画法の規定に基づく許可・事前協議等が必要になる場合があります。熊本市役所本庁舎 11 階：開発指導課（096-328-2507）窓口までお問い合わせください。</p>

エ	<b>土砂災害特別警戒区域内</b> の居室を有する建築物について
	<p>『土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）』第 8 条及び第 24 条の規定により『土砂災害特別警戒区域』においては、居室を有する建築物は原則として、<u>法第 6 条第 1 項第 4 号の規定</u>による「都道府県知事が関係市町村の意見を聴いて指定する区域内における建築物」とみなされます。</p> <p>上記の土砂災害特別警戒区域についての確認は、熊本市役所本庁舎 3 階：危機管理防災総室（096-328-2490）までお問い合わせください。当該区域内であれば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の構造方法等について：熊本市建築指導課</li> <li>・土砂災害対策に関する構造方法（建築物に関するものを除く）について：熊本県県央広域本部（熊本土木事務所）工務管理課（096-273-9638）</li> </ul> <p>までお問い合わせください。</p>

オ	<b>建築審査会</b> の開催時期について
	<p>法第 78 条の規定による『熊本市建築審査会』の審議は、おおむね 2 ヶ月に 1 回の頻度で実施しています。審議を希望する案件（例：建築審査会の同意が必要となる許可申請等）については、事前に建築指導課計画班へご相談下さい。</p>

カ	工事現場における確認の <b>表示等</b> について
	<p>建築基準法第 89 条の規定により工事施工者は、工事現場の見易い場所に確認があった旨の表示（建築基準法施行規則第 11 条の規定による様式）をしなければなりません。</p>

キ	<b>建築基準法以外の法令・条例等</b> について
	<p>建築基準法以外の法律、条例等については、各所管部署の窓口へお問合せ下さい。</p> <p>主なものについては、建築指導課ホームページの「建築時の手続き」→「事前調査報告書」→「事前調査報告書について」の中の『建築物等に関する規制と手続き窓口一覧』に掲載しておりますので、ご確認ください。</p>

ク	建築士法、建設業法、宅地建物取引業法の各規定に基づく登録や許可について		
窓口は以下のとおりです。			
法 律	内 容	窓 口	
建築士法	熊本県知事登録の建築士事務所	熊本県建築課 096-333-2534 (一社)熊本県建築士 事務所協会 096-371-2433	
	各都道府県知事登録の建築士事務所	各都道府県における 所管部署となります	
建設業法	国土交通大臣許可 (一般・特定建設業の許可等)	各地方整備局における 所管部署となります	
	熊本県知事許可 (一般・特定建設業の許可等)	熊本県監理課建設業班 096-333-2485	
	各都道府県知事許可 (一般・特定建設業の許可等)	各都道府県における 所管部署となります	
宅地建物取引業法	国土交通大臣免許 (宅地建物取引業者免許の交付等)	各地方整備局における 所管部署となります	
	熊本県知事免許 (宅地建物取引業者免許の交付等)	熊本県建築課 宅地耐震化・指導班 096-333-2536	
	各都道府県知事免許 (宅地建物取引業者免許の交付等)	各都道府県における 所管部署となります	